

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書

1 件 名

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務

2 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

3 履行期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

4 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の期間

令和10年度から令和22年度までの13年間を対象とする。なお、本市の取り巻く環境が大きく変化する可能性があることから、令和16年度に見直しを行う。見直し後は、計画残期間を改定版とする。

5 業務目的

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成30年3月に「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」の実現に向け、市民及び事業者と一体となって、3Rの推進に取り組んでいるところであるが、令和9年度の計画期間満了に伴い、新たに次期計画を策定するものである。

なお、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に内包している「食品ロス削減推進計画」及び「生活排水処理基本計画」についても本業務に合わせて策定する。

また、本業務において策定する第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「さいたま市循環型社会形成推進地域計画」の策定までを行うものである。

6 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとし、本市及びさいたま市廃棄物減量等推進審議会と緊密に連携を図り、適正な業務履行に努めること。また、計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成28年9月）」に基づき行うこと。

<令和8年度>

(1) 計画書作成

本業務の全体構成、調査・整理方法、作業工程等を検討すること。

(2) 市民意識調査

現行計画の策定及び改定時に実施した調査との整合を図り、市民意識を把握するために、適切な方法で調査を実施すること。

【参考】現行計画策定及び改定時の市民意識調査

対象：無作為抽出したさいたま市在住の満18歳以上の男女5,000人

(3) 家庭系ごみ（食品ロスを含む）の組成調査

現行計画の策定及び改定時に実施した調査との整合を図り、排出実態を把握するために、適切な方法で調査を実施すること。

【参考】現行計画改定時の家庭系ごみの組成調査

調査場所：さいたま市クリーンセンター大崎

調査時期：7月下旬から8月上旬（第1期）及び10月上旬（第2期）

調査地域：住宅地域、商業地域、郊外地域

調査対象：収集場に排出された「もえるごみ」及び「もえないごみ」

その他：食品廃棄物、紙おむつ、プラスチック類については、施策立案のため詳細に分類調査を実施。

(4) 事業系ごみ（食品ロスを含む）の組成調査

排出実態を把握するために、適切な方法で調査を実施すること。

(5) ごみ処理の現状把握と課題調査

(6) 現行計画の検証と評価

現行計画における各事業の検証・評価を行い、課題等を抽出することにより、次期計画策定へ反映すること。

【参考】検証及び評価方法の例

① 本市の概況

a 人口動態・分布

※ 過去10年間程度の人口推移、年齢別・性別の構造。

b 産業の動向

※ 産業構造、従業者数、事業所数、土地利用状況等。

※ 一般廃棄物収集運搬許可業者の収集先の業種形態や多量排出事業者の状況等。

※ 中間処理後の生成物を有効利用することができる産業の有無。

c その他必要事項

② ごみ処理の現況把握及び課題調査

a ごみ処理事業の概況

b ごみ排出量の推移

c 収集運搬、中間処理、最終処分、資源化等の状況

d ごみ処理経費の推移

※ 一般廃棄物会計基準による算出結果を活用し、令和 22 年度までの推計を行う。また、ごみ処理単価の推計も実施する。

e 現行計画におけるごみ処理事業の評価、課題の抽出

※ 市が提供するごみ量、ごみ質、ごみ処理経費等のデータに基づき、現計画における各事業の評価、課題の抽出を行うこと。

※ 評価にあたっては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 令和 7 年 3 月一部改訂）」を参考にすること。

③ 国、県等の動向

a 国における法制度の調査・分析・整理

※ 循環型社会形成に向けた法令など各種制度の内容を調査・分析し、次期計画に盛り込む事項を整理すること。

b 他自治体における先進事例の調査・分析

※ 特に、家庭系ごみの有料化やサーキュラーエコノミー等のごみの減量化・資源化に係る他自治体の先進事例を調査・分析し、次期計画への導入可能性について検討すること。

c 国、県等における計画との整合

※ 国の循環型社会形成推進基本計画や県の第 10 次埼玉県廃棄物処理基本計画等との整合を図ること。

④ 現行計画の検証と評価

上記①から③の調査結果を踏まえ、さいたま市の現状を把握し、課題の整理をする。

(7) ごみの発生量・処理量及びごみ質の将来予測

(8) 計画策定に係る基礎情報の整理

(9) 計画策定に関する提案

（各種施策の検討、基本理念と基本方針の提案、施策体系の提案、スローガンの提案、数値目標の提案、概算コストの試算）

令和 10 年度から開始し、計画期間が 13 か年に及ぶ長期計画であることから、さいたま市のごみ処理行政に相応しい基本理念、基本方針の提案を行うこと。

目標項目及び目標値については、市民及び事業者にとって分かりやすく、波及効果が期待できるものとし、市と協議のうえ、決定すること。

一般廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用を促進するために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を踏まえ、現行の施策を考察するとともに、今後講ずべき方策を定めること。

(10) 骨子案の作成

- a 循環型社会の構築に向けた基本方針
- b 将来人口の推計

【参考】人口推計の例

※ 「埼玉縣市町村別将来人口推計ツール」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/toukei-tool/jinko-tool.html>

)

を参考に、令和10年度から令和22年度までの各年度別の将来人口（市内総人口）を推計する。

※ なお、上記ツールを参考にした推計に際しては、令和7年国勢調査（速報値又は確定値）等に基づき、仮定値を現時点で仮定できる最新の状態に変更する。

- c 事業活動等の将来予測

※ 従業者数、事業所数及び景況等を推計するとともに、観光人口、住宅地等の開発計画等についても考慮する。

- d ごみ排出量及び処理量の見込み

※ ごみの発生量及び処理量の見込みについては、上記(6)【参考】ア①におけるa及びbの内容も勘案し試算する。

- (11) 各会議への出席

- (12) 打ち合わせ協議等の実施及び打ち合わせ協議等に係る会議録の作成

<令和9年度>

- (1) 素案の作成

令和8年度業務の(10)に同じ。

- (2) 各種施策の検討・提案

（重点施策及びその他新規施策の具体的な内容の検討提案）

- a 継続施策の検討

現行計画に掲げている各種施策の統廃合を含め、見直した効果的な施策を提案する。

- b 重点施策の検討

次期計画の策定にあたり、本市が重点施策として位置付けうるものについての検討を行う。

- c 新たな施策の提案

他市事例などを調査し、新しい施策を提案するとともに、その費用に対する効果を考慮した検証を行う。

※ 更なる3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（リニューアブル）の推進のための施策

※ 更なる再資源化推進のための施策

- (例) 廃油や紙おむつのリサイクル
- ※ ごみ処理システムに関連する施策
- (3) ごみ処理に伴う体制検討
(収集運搬計画及び中間処理計画、最終処分計画の検討)
適正なごみの処理、処分を推進するため、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分に係る計画を策定する。
- a 分別区分
- b 収集・運搬計画
※ 分別区分ごとに、効率的・経済的な収集・運搬体制を検討すること。
- c 中間処理計画
※ 中間処理の対象とするごみ量等を予測し、最適な処理方法を検討すること。
- d 最終処分計画
※ 排出抑制、再生利用、中間処理等による減量効果を勘案し、最終処分するごみの量及び質（種類、形状・組成等）及び本市の最終処分施設の残余容量を予測すること。
- e ごみ処理施設の整備に関する事項
※ 施設の長寿命化・延命化を図るため、計画的かつ効率的な維持管理や更新について検討すること。
※ 検討にあたっては、「さいたま市循環型社会形成推進地域計画（第3次計画）（さいたま市 令和7年9月30日改定）」との整合を図ること。
- (4) 計画の推進・進行管理方法の検討
- (5) 計画の策定
- ア 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画
- イ 食品ロス削減推進計画（アに内包）
- ウ 生活排水処理基本計画（アに内包）
- (6) 「7 成果品」の作成・製本
- (7) 各会議への出席
- (8) 打ち合わせ協議等の実施及び打ち合わせ協議等に係る会議録の作成

<令和10年度>

- (1) さいたま市循環型社会形成推進地域計画策定に係る支援
- (2) 「7 成果品」の作成・製本
- (3) その他

<食品ロス削減推進計画の策定>

「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日施行）」および「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定、令和7年3月25日第二次基本方針変更閣議決定）」に基づき、下記事項について定めること。

ア 基本的事項

- ① 本事項は、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日施行）」および「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月閣議決定、令和7年3月25日第二次基本方針変更閣議決定）」に基づき、同指針において検討、把握、作成、推計、選定等をすべきとされている事項については、本市の自然的・社会的・地域的特性に当てはめて整理し、具体的に記載すること。
- ② 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）（令和5年3月）」等の関連計画との整合を図り、当該計画の中に食品ロス削減推進計画を位置づけること。
- ③ 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画との整合を図ること。

イ その他事項

- ① 計画の策定に際し、下記事項について詳細に検討すること。
 - a 令和8年度に実施する「さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定に伴う市民意識調査」及び「さいたま市家庭系ごみの組成分析」、「さいたま市事業系ごみの組成分析」の調査結果に基づいた食品ロス削減目標の設定
 - b 国・県及び市内他部局との連携及び役割分担
 - c 地域事業者等との協働
 - d 食品ロス削減に貢献する新規施策の提案
- ② その他必要事項は、市と協議のうえで定める。

<生活排水処理基本計画の策定>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 平成2年10月8日）」に基づき、下記事項について定めること。

ア 処理体制の現状と将来

イ 処理形態別人口と排出量

ウ 生活排水処理（人口・排出量）の見込み

エ 生活排水処理の基本方針、目標等の検討

オ 上記アからエの実施に伴い、市が提案するその他の事項

<さいたま市循環型社会形成推進地域計画の策定>

本業務において策定した第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和10年度より「次期さいたま市循環型社会形成推進地域計画」の策定を行う。

策定にあたっては「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル(環境省環境再生・資源循環局 令和7年7月改訂)を参考にするものとする。

<その他>

ア 各会議への出席

受託者は、委託者の要請に対して必要に応じ、さいたま市廃棄物減量等推進審議会やさいたま市環境局局内検討委員会などの会議の場に出席し、専門的見地から助言等を行うものとする。

イ 打ち合わせ協議等の実施

受託者は、中間報告等も含めて、委託者の要請に対して必要に応じ、打ち合わせ協議等を行うものとする。なお、協議した内容については、受託者が会議録を作成し、委託者へ提出するものとする。打ち合わせ協議等の形式は対面に限らず、オンライン等の形式でも可とする。

7 成果品

受託者は、市に次のものを成果品として提出しなければならない。なお成果品に係る一切の権利は、市に帰属する。

また、成果品には「さいたま市コスト表記実施要綱」に基づき、コスト表記を付すこと。

(1) 業務報告書 3部

(2) パブリックコメント用

ア 一般廃棄物処理基本計画素案

※ A4版 50部 白黒 簡易製本

イ 上記アの電子データ一式

※ イについては、CD-ROM媒体に保存し、提出すること。

(3) 最終成果品

最終成果品の目安は次のとおりとする。ただし、過不足がある場合は別途協議可とする。

【目安】

ア 一般廃棄物処理基本計画

※ A4版 200部 フルカラー 80頁程度 くるみ製本

イ 一般廃棄物処理基本計画概要版

- ※ A4版 500部 フルカラー 8頁程度
- ウ 一般廃棄物処理基本計画資料編
 - ※ A4版 60部 白黒・簡易製本
- エ 循環型社会形成推進地域計画
 - ※ A4版 10部 フルカラー 50頁程度 簡易製本
- オ 上記アからエの電子データ一式
 - ※ オについては、CD-ROM媒体に保存し提出。
 - ※ ファイル形式については、委託者と別途協議して決める。

8 留意事項

- (1) 以下の上位計画等との整合を図ること。
 - ア 2030さいたま輝く未来と希望のまちプラン（さいたま市 令和7年年度改定版）
 - イ 第2次さいたま市環境基本計画（改定版）（さいたま市 令和8年3月）
 - ウ 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県 令和8年4月）
 - エ その他諸計画
- (2) 本要求水準書のほか、受託者が予め委託者に提出した「企画提案書」の記載内容を本業務の範囲に含めるものとする。本要求水準書と企画提案書の記載事項に矛盾が生じる場合は、本要求水準書を優先する。
また、本業務の遂行にあたり、「6 業務内容 <その他>」のほか、関係者との調整について受託者の同席が必要と委託者が判断した場合は、委託者が受託者に対し出席および会議録等作成を求める場合がある。
- (3) 本業務においては、関係する法令、省令、規則、通知、通達、条例等を遵守しなければならない。そのほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (4) 本業務の範囲は、本要求水準書によるものとするが、実施に際し、業務内容の変更または追加の必要が生じた場合は、市と協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解し、業務担当責任者及び本業務の実務に係る豊富な経験及び識見を有する主任担当者を配置し、最高技術を発揮できるよう円滑な業務遂行体制を確保すること。また、円滑に本事業を進めるため、委託者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。

- (6) 業務遂行上に発生した作業者の事故、設備機器損傷及び業務不履行等によりさいたま市または第三者へ損害を与えた場合についての全責任及び補償費用は受託者が負うものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制・役割分担を定め、委託者へ報告すること。また事故等緊急事態が発生したときは、その内容・対応・経過を委託者へ報告すること。
- (8) 受託者は、業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。なお、協議した内容については、受託者が議事録を作成し、市及び受託者が相互に確認しなければならない。
- (9) 受託者は、業務上知り得た事項等を他人に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とする。
- (10) 再委託を行うことが要求水準書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (11) 市は、業務の遂行に際し必要な資料について、市が所有している場合は、受託者に適宜貸与する。受託者は業務終了後、当該資料を速やかに市に返却するものとし、資料の複写及び目的外の使用を禁ずる。
- (12) 本業務で得られた成果品及び使用した資料（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）、これらに係る著作権、その他の一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとする。ただし、成果品等の性質上、受託者が承諾できないものがある場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。また、委託者の承認を得ずに、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (13) 当該成果物が第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害するものであった場合、また手続き等に不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (14) 個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守すること。
- (15) 業務内容および業務の実施過程で知り得た電子メールアドレス、その他のデータは、適切に管理を行い、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すこと。また、データ等については、委託者の許可無く持ち出してはならない。なお、業務終了後も同様の取り扱いとする。
- (16) この要求水準書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者で協議して定める。